

## 簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 5月15日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

### 記

業務名	宇治市源氏物語ミュージアム機械警備業務委託		
業務場所	宇治市源氏物語ミュージアム		
委託期間	令和8年7月1日 ～ 令和12年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	防犯・火災等の機械警備		
予定価格	¥1,689,600 (税込)	最低基準価格	¥1,182,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所） ②警備業法認定業者 ③機械警備業務実績（元請、過去10年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和8年5月21日(木) 午後5時00分まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和8年6月10日(水) 場所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 機器配置図は指名通知時に配付します。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和8年5月15日（金）午前9時から  
令和8年5月28日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市源氏物語ミュージアム

## 機 械 警 備 委 託 仕 様 書

1. 委託期間 令和8年7月1日～令和12年6月30日
2. 委託場所 宇治市宇治東内45-26
3. 構造・規模等 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造（地上1階・地下1階）  
・延床面積 2,939.94㎡
4. 委託業務内容
  - (1) 監視方法
    - ①監視機械の設置による機械監視
    - ②監視機械の異常通報時の緊急出動
  - (2) 業務の種類及び概要
    - ①防 犯  
防犯監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに当該現場へ要員を派遣し内容の確認、あわせて施設管理者へ連絡し、必要に応じて警察機関への通報、その他必要な処置を行う。
    - ②火災警報  
自火報設備で『異常通報』があった場合、消防機関への即時通報を行うとともにその受信の時から25分以内で可能な限り速やかに当該現場へ要員を派遣し内容の確認、あわせて施設管理者へ連絡し、必要な処置を行う。
    - ③電気設備  
漏電警報、高圧地絡等の機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに当該現場へ要員を派遣し内容の確認、あわせて施設管理者及び設備保守管理者へ連絡し、必要な措置を行う。
  - (3) 業務提供の時間帯
    - ①防犯及び電気設備・・・毎日17:15～翌日8:30  
上記時間帯を目途とし、警報装置開始の信号を受けた時に警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けた時に警備を解除する。  
但し、休館日（毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）及び年末年始）は終日（24時間体制）とする。
    - ②火災異常・・・毎日終日（24時間体制）
5. 特記事項
  - (1) 支払方法  
契約額の48分の1相当額を毎月支払うものとする。円未満の端数が生じる

場合は最終時に調整するものとする。

(2) 損害賠償

業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、一事故について10億円を限度とする。

業務受託業者の故意または過失により警報装置を破損した場合、その修理に要する費用等は業務受託業者の負担とする。

(3) 譲渡及び部分委託の禁止

この業務委託の権利を第三者に譲渡し又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

(4) 機器の設置等

警備業務実施のために必要な機器の設置・配線及び撤去等は、業務受託業者の費用において行うと共に保守点検を行わなければならない。

地下事務室に設置の自火報複合盤、中央監視制御盤、防犯監視盤より、異常通報（防犯、火災、漏電、高圧地絡等）の通報連絡をとるための必要な機器（電話回線等）の設置及び撤去等は、業務受託業者の費用において行うこと。

(5) 報告

業務受託業者は、毎日の警備業務の状況を「警備実施報告書」として作成・記入し、翌月5日までに提出しなければならない。

緊急に要員を派遣した場合は、その内容について「報告書」を作成・記入し、速やかに提出しなければならない。

(6) その他

この警備受託業務に疑義が生じた場合は、双方協議し、協定事項として確認する。

6. 監視機械（センサー）について

警備業務実施のための必要な監視機械については、別途図面とする。

但し、図面にはない絵画1枚の機械警備を含む。